



平成 27 年 3 月 2 日

ユネスコ記憶遺産（国際登録）国内公募について

日本ユネスコ国内委員会は、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）が実施する「ユネスコ記憶遺産（Memory of the World）」（国際登録）の国内公募（平成 28 年申請分）を開始しましたのでお知らせします。

1. ユネスコ記憶遺産（国際登録）について

ユネスコ記憶遺産（国際登録）は、世界的に重要な記録物の存在及び重要性への認識を高め、保存やアクセスを促進することを目的とした事業で、ユネスコの審査に付されるのは 2 年に 1 度、申請は 1 国につき 2 件までと定められています。

このたび、ユネスコへの申請物件（2 件以内）を選定するため、「我が国におけるユネスコ記憶遺産の選考・申請手続について（平成 26 年 12 月 3 日決定）」に基づき、日本ユネスコ国内委員会（以下「国内委員会」という。）が国内公募を開始しましたのでお知らせします。

なお、本公募は、平成 28 年（2016 年）に我が国からユネスコへ申請する物件を募集するものとします。

2. 申請方法等

(1) 別添公募要領に従い、国内委員会が定める提出先に提出。

(2) 提出期限

平成 27 年 6 月 19 日（金曜日）18 時 00 分必着

3. ユネスコ記憶遺産ウェブサイト

<http://www.mext.go.jp/unesco/006/1354664.htm>

<担当> 国際統括官付

ユネスコ協力官 野田 孝夫（内線 2585）

ユネスコ第三係長 薄葉 央子（内線 2557）

電話：03-5253-4111（代表）

03-6734-2557（直通）

FAX：03-6734-3679

ユネスコ記憶遺産（国際登録）国内公募要領

平成 27 年 3 月 2 日
日本ユネスコ国内委員会

1. 趣旨

国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）が実施する「ユネスコ記憶遺産（Memory of the World）」（国際登録）については、ユネスコの審査に付されるのは 1 国につき 2 件までと定められていることを踏まえ、日本ユネスコ国内委員会（以下「国内委員会」という。）は、我が国からユネスコへの申請物件（2 件以内）を選定するため、以下の要領で候補物件を公募する。なお、本公募は、2016 年にユネスコへ申請する物件を募集するものである。

2. ユネスコ記憶遺産（国際登録）の概要

ユネスコ記憶遺産（国際登録）とは、手書き原稿等の記録物を対象として、世界的重要性を有する物件をユネスコが認定・登録する事業であり、以下の 3 点を目的としている。

目的

- ・世界的に重要な記録物の保存を最もふさわしい技術を用いて促進すること。
- ・重要な記録物になるべく多くの人アクセスできるようにすること。
- ・加盟国における記録物の存在及び重要性への認識を高めること。

3. 対象物件

ユネスコ記憶遺産の対象となる単体の記録物（※）又はその集合体であって、その全部又は一部が日本国内に存在するもの。

（※）記録物とは、意図的に何かを「文書化」又は「記録」したものであって、具体例として以下のようなものがある。

具体例：手書き原稿、書籍、新聞、ポスター、図面、地図、音楽、フィルム、写真等。

ユネスコ記憶遺産（国際登録）においては、2 か国以上が共同申請することができるが、このような共同申請案件は、我が国に割り当てられた 2 件の制限から除外されるため本公募の対象とはならない。したがって、共同申請案件については、直接ユネスコに申請すること。

4. 申請資格

当該物件に関係する個人又は団体（所有者や管理者など）

5. 申請方法等

(1) 提出様式

申請書様式は「ユネスコ記憶遺産（国際登録）国内公募申請書」（様式 1）とし、用紙サイズは A4 縦版、横書きとする。

(2) 提出方法

以下のとおり、電子メール及び郵送等の両方により提出する。電子メールのみ又は郵送等のみの応募は申請と見なさない。

[1] 電子メール

- ・ユネスコ記憶遺産（国際登録）国内公募申請書（様式 1）を Word ファイルでメールに添付して下記「本件担当、連絡先」宛に送信すること。押印又は署名は必要ない。
- ・メールの件名は、「【申請者名】ユネスコ記憶遺産（国際登録）国内公募申請書」とすること。
- ・ファイルを含めメールの容量が 5MB を超える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

[2] 郵送等（郵便、宅配便等）

- ・紙媒体で正本（押印又は署名入り）1 部、副本 14 部を下記「本件担当、連絡先」へ送付すること。
- ・封筒に「ユネスコ記憶遺産（国際登録）国内公募申請書在中」と朱書きすること。
- ・簡易書留、宅配便等、送達記録の残る方法で送付すること。

[3] その他

- ・申請書に不備がある場合、審査対象とならない場合がある。
- ・申請書を受領した後の修正（差替え含む）は、認めない。また、提出された申請書は返却しないので申請者において控えを取ることを。
- ・申請書作成の費用については、選定結果にかかわらず申請者の負担とする。また、選定された場合の申請書英訳費用についても同様である。

(3) 提出期限

平成 27 年 6 月 19 日（金曜日）18 時 00 分必着

6. 選考及び結果通知

選考は、提出された申請書に基づいて、日本ユネスコ国内委員会文化活動小委員会ユネスコ記憶遺産選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、「ユネスコ記憶遺産（国際登録）の国内公募における選考基準」（別紙 1）に基づき行う（選考基準の解説については別紙 2 を参照のこと）。

選考結果については、平成 27 年 9 月（予定）、連絡担当者に対して通知する。なお、選考の途中経過等に関する問い合わせは一切受け付けない。

7. 選定件数

2 件以内

8. 選定後の選考委員会からの助言等

下記スケジュールにおける申請物件の決定（平成 27 年 9 月（予定））の後、ユネスコへの申請書提出までの間、申請書の改善のため必要に応じて選考委員会から助言等を行うことがある。

9. 選考スケジュール

※以下は現時点での予定であり、多少の変更があり得る。

平成 27 年 3 月 2 日	公募開始
6 月 19 日	公募締切
9 月	選考委員会において申請物件の決定
9 月～12 月	必要に応じて申請書の調整
平成 28 年 1 月～2 月	申請者において申請書の英訳
3 月	ユネスコへの申請書提出

10. ユネスコへ直接申請した場合の取扱い

本国内公募によらないユネスコへの申請がなされたことにより、我が国からの申請が 3 件以上となった場合は、本国内公募により選定された物件が優先される。

（「ユネスコ記憶遺産 記録遺産保護のための一般指針」4.3.3 抜粋

登録申請書は、どんな個人、または政府や NGO を含むどんな組織でも提出することができる。但し、ユネスコ記憶遺産の関連リージョナル・コミッティまたはナショナル・コミッティがあれば、これらによる申請が優先される。）

11. 公表

- ・申請締切後、申請された物件名称とその申請者を公表する予定である。また、選定後、選定された物件名称とその申請者を公表する予定である。

<添付資料>

- ・別紙 1 ユネスコ記憶遺産（国際登録）国内公募における選考基準
- ・別紙 2 ユネスコ記憶遺産（国際登録）国内公募における選考基準（解説）
- ・様式 1 ユネスコ記憶遺産（国際登録）国内公募申請書

<参考情報>

※次のホームページに掲載しています。

<http://www.mext.go.jp/unesco/006/1354664.htm>

・ユネスコ記憶遺産 記録遺産保護のための一般指針（英語版）（Memory of the World: general guidelines to safeguard documentary heritage）（※ユネスコホームページへリンク）

- ・ユネスコ記憶遺産 記録遺産保護のための一般指針（仮訳）（PDF）
- ・ユネスコ記憶遺産 登録の手引（英語版）（Memory of the World - Register Companion）（※ユネスコホームページへリンク）
- ・ユネスコ記憶遺産 登録の手引（仮訳）（PDF）

【本件担当、連絡先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省国際統括官付ユネスコ第三係 薄葉・二村

TEL：03-5253-4111（内線 2557） FAX：03-6734-3679

E-mail：jpnatcom@mext.go.jp

（メールで質問する際は、メールのタイトルを「【問合せ】ユネスコ記憶遺産（国際登録）国内公募について」とすること。）

日本ユネスコ国内委員会
文化活動小委員会
ユネスコ記憶遺産選考委員会
平成 27 年 3 月 2 日

ユネスコ記憶遺産（国際登録）の国内公募における選考基準

我が国からユネスコに申請するユネスコ記憶遺産（国際登録）の物件は、ユネスコの「ユネスコ記憶遺産 記録遺産保護のための一般指針」に基づいて定める本選考基準に従い日本ユネスコ国内委員会文化活動小委員会ユネスコ記憶遺産選考委員会において選考の上、2 件以内を選定する。

1. 基本要件

選定する物件は、ユネスコ記憶遺産の対象となる物件^(注)であり、ユネスコの「ユネスコ記憶遺産 記録遺産保護のための一般指針」に基づき定める以下の事項に照らし、世界的重要性や世界への影響力が明確に示されているものでなければならない。

なお、(3)の世界的重要性については、その地理的な影響が世界的な広がりを持つものでなければならない。

(1) 真正性があること

由来や所有履歴が分かっており、模造品、偽造品、偽文書等ではないこと。

(2) 唯一性、代替不可能性があること

ある時代や文化圏において、歴史的に大きな影響を及ぼしたものであり、その喪失又は劣化が人類にとって重大な損害となること。

(3) 以下の事項のうち一つ以上に関連して世界的重要性が示されていること。

① 時代

特定の時代を喚起させるものであること。

② 場所

世界の歴史や文化にとって重要な場所に関するものであること。

③ 人

重要な個人や集団の影響や、人類の行動、社会、産業、芸術、政治等の重大な変化を示すものであること。

④ 題材とテーマ

歴史的又は知的な発展を代表する題材やテーマに関するものであること。

⑤ 形式及び様式

形式や様式が、美的又は産業的に見て顕著なものであること。

⑥ 社会的・精神的・コミュニティー的な意義

現代の人々に対して心理的支配力を持つものであること。

2. 選考に当たって考慮する事項

選考に当たっては以下の事項も考慮する。

(1) 希少性

その内容又は外形が、その種類又は時代を代表する数少ない残存例であること。

(2) 完全性

当該物件を構成すべき部分が全て含まれた完全なものであること。

(3) 公開性

合理的な方法により一般へのアクセスが担保されていること（デジタル化の状況や計画を含む）。

(4) 所有者、管理者との協議

申請者が所有者、管理者でない場合、所有者、管理者との協議がなされていること。

(5) 管理計画

保存とアクセス提供のための現実的な管理計画が示されていること。

(注) ユネスコ記憶遺産の対象となる物件

ユネスコ記憶遺産の対象となる物件の定義は以下のとおり（ユネスコの「ユネスコ記憶遺産 記録遺産保護のための一般指針」も参照のこと）。

- ・ 移動可能である（ただし、碑銘や岩窟壁画など移動不可能な記録もある。）
- ・ 記号や符号、音声及び／又は画像で構成される
- ・ 保存可能である（媒体は無生物）
- ・ 再現可能及び移行可能である
- ・ 意図的な文書化プロセスの産物である

例：手書き原稿、書籍、新聞、ポスター、図面、絵画、地図、音楽、フィルム、写真等。

※ 美術品等の再現不可能な「オリジナル」としてデザインされたものは除く。

日本ユネスコ国内委員会事務局

平成27年3月2日

ユネスコ記憶遺産（国際登録）の国内公募における選考基準（解説）

この解説は、「ユネスコ記憶遺産（国際登録）の国内公募における選考基準」の内容の理解を助けるために、ユネスコの「ユネスコ記憶遺産 登録の手引」の中から例示等を抜粋するとともに説明を加えたものである。

1. 基本要件

(3) 以下の事項のうち一つ以上に関連して世界的重要性が示されていること。

①時代

例：「ポアズキョイのヒッタイトの楔形文字の粘土板」トルコ

（ヒッタイト文明に関する唯一の現存記録）

「トゥール・レンス記録文書」カンボジア

（クメール・ルージュ支配下のカンボジアの政治犯収容所に由来する写真と文書）

②場所

例：「ベルリンの壁の建設と崩壊および1990年の2プラス4条約」ドイツ

（冷戦を象徴するベルリンの壁に関する資料等）

「ナハル・エル・カルブの記念石碑」レバノン

（古代エジプトから現代に至るまでの軍隊が残したレバノンの川岸にある石碑）

③人

例：「コンスタンティン・コレクション」トリニダード・トバゴ

（アフリカ系として初めて英国貴族院議員となったレアリー・コンスタンティンに関する記録）

「ニコラ・テスラの記録文書」セルビア

（多相系の発明により文明の発展に顕著な貢献を果たした科学者ニコラ・テスラに関する記録）

④題材とテーマ

例：「カール・ベンツのガソリン自動車特許」ドイツ

（個人移動の端緒となったガソリン・エンジンによる自動車の特許）

「人権に関する記録遺産（1976-1983）」アルゼンチン

（コンドル作戦として知られる国家による人権や基本的自由の侵害に関する記録）

「トゥール・レンス記録文書」カンボジア

（クメール・ルージュ支配下のカンボジアの政治犯収容所に由来する写真と文書）

「ドミニカ共和国における人権のための抵抗と闘争の記録遺産（1930-1961）」

ドミニカ共和国

（ラファエル・トルヒーヨ政権下の非道行為と民主主義抵抗運動の記録）

⑤形式及び様式

例：「古代ナシ族トンバ文字写本」中国

（特殊な紙と筆を用いた原始的書法による象形文字文献）

「山本作兵衛コレクション」日本

（実際に炭鉱で働いた経験を基に素朴派のスタイルで描かれた絵画と説明）

⑥ 社会的・精神的・コミュニティー的な意義

例：コーランの彩飾写本、キリスト教の聖書、仏教経典

2. 選考に当たって考慮する事項

(1) 希少性

例：残存数が少ない「希少本」

(2) 完全性

例：紙の記録の場合で一部のページが破損・脱落等していないこと。一連の資料群のうち一部が欠落していないこと。

ユネスコ記憶遺産（国際登録）国内公募申請書

平成 27 年 月 日

日本ユネスコ国内委員会文化活動小委員会
ユネスコ記憶遺産選考委員会委員長 殿

〒

住 所

機関名・職名（団体の場合のみ）

氏 名 (記名押印又は署名)

ユネスコ記憶遺産(国際登録)国内公募申請書の提出について

下記申請案件に係るユネスコ記憶遺産（国際登録）国内公募申請書を別添のとおり提出
します。

記

申請案件名：

- ※本様式は、ユネスコ作成の申請書様式（原文英語）を一部修正の上和訳したもの。
- ※斜体で書かれた部分は記入ガイドである。提出時には削除すること。
- ※日本語で作成すること（ただし「1. 要約」を除く。）

ユネスコ記憶遺産(国際登録)国内公募申請書

申請案件名：

1. 0要約(この項目のみ日本語及び英語で作成)

日本語

申請する記録物の簡単な説明とこれを提案する理由を述べること。これは申請書の「ショーウィンドウ」であり、読み手が申請書の残りの部分を読まなくても理解できるように、主張したい重要な点を全て含めること。

英語（200ワード以内）

上記要約（日本語）の英訳を200ワード以内で記入すること。

2. 0申請者の詳細

2. 1 申請者(人又は団体)の名称

2. 2 申請する記録物との関係

2. 3 連絡担当者

2. 4 連絡先の詳細

氏名：

住所：

電話：

F A X：

メール：

2. 5 権限に関する宣言

私は、自分が本書に記載する記録物のユネスコ記憶遺産（国際登録）への登録を申請する権限を有することを保証します。

氏名：

所属：

日付：

3.0 記録物の識別情報及び内容説明

3.1 申請されている物件の名称及び詳細識別情報

物件名称：

人又は団体名：

登録された場合に認定書に記載されるべき正確な物件名称及び人又は団体名を記載すること。

詳細識別情報

この欄には、何を申請しようとしているか正確にわかるように、申請物件について十分に詳しく説明しなければならない。物件は、限定的（開始日と終了日がある）かつ閉じたものでなければならない。

3.2 目録又は登録詳細

申請物件によっては、目録の添付が物件を定義する有効な方法となり得る。これではかさばり過ぎるか実際的ではない場合は、全体的な説明に目録記載品目のサンプルや受託又は登録番号を添えたり、又はその他の方法で物件の規模や特徴を定義することができる。

3.3 視覚的資料（例えば当該記録物の写真や DVD など）

評価者が申請物件を視覚化したり聴いたりできるための追加情報となるのであれば、写真（又は視聴覚資料の場合は資料の全部もしくは一部の CD、DVD、USB メモリ）を添付すること。

3.4 来歴／出所

申請物件の来歴又は出所について、できる限りの説明をすること。

3.5 参考文献一覧

参考文献一覧は、申請物件について他人が独自に述べたり書いたりしたことを示す。自国だけでなく複数の国の学者の言葉を引用でき、またこれらが自機関やユネスコのいずれからも明らかに独立した権威ある意見であれば最良である。

3.6 申請物件の価値及び出所について専門知識を持つ最大 3 名／か所の人又

は団体の名称、資格及び連絡先の詳細

	名前	役職	連絡先
1			
2			
3			

記載した照会先にはその意見が求められる。ユネスコは、評価のために様々な意見が得られるよう他の信頼すべき照会先にも連絡を取ることがある。

4. 0 法的情報

4. 1 記録物の所有者(名前及び連絡先詳細)

名前：

住所：

電話：

FAX：

メール：

4. 2 記録物の管理者(所有者と異なる場合は名前及び連絡先詳細)

名前：

住所：

電話：

FAX：

メール：

4. 3 法的状況

記録物の保全に関する法律上及び管理上の責任について詳細を記載すること。

4. 4 アクセス可能性

申請物件へのアクセス方法について説明するとともに、全てのアクセス制限を明確に示すこと。アクセス可能性の向上はユネスコ記憶遺産の基本目標である。したがって、アクセス目的のためのデジタル化が奨励されているので、これが既に行われているか、あるいは計画されているかについてコメントすべきである。また、アクセスを制限する法的又は文化的要因があるかどうかにも言及すべきである。

4.5 著作権の状況

申請物件の著作権の状況が分かっている場合は述べる。但し、著作権の状況は、当該物件の重要性には関係せず、登録基準を満たすかどうかの判断においては考慮されない。

5.0 選定基準に照らした評価

5.1 真正性

記録物は見かけどおりのものであるか？ 身元や出所は確実にわかっているか？

5.2 世界的な重要性

当該記録は唯一かつ代替不可能か？ それが失われることは、人類遺産を貧弱化させ有害であるか？それは長期的、及び／又は世界の特定文化圏内に多大な影響を及ぼしたか？ 歴史の流れに多大な(プラス又はマイナスの)影響があったか？

5.3 比較的基準

当該記録は以下の審査項目のいずれかについて、世界的重要性を有するか？(少なくとも一つを満たさなければならない。)

①時代

当該記録はその時代(危機の時代、重大な社会的・文化的変化の時代など)を代表するものであるか？ 新たな発明を象徴するか？あるいは「世界初」のものか？

②場所

当該記録は世界の歴史や文化において重要な場所に関する決定的情報を含むか？例えば、その場所自体が当該記録によって代表される出来事や現象に重要な影響を及ぼしたか？ 消滅した物理的環境や都市又は施設を描写するものか？

③人々

当該記録が作成された文化的背景は、人間の営みや社会、産業、芸術又は政治の発展の重要な側面を反映しているか？ あるいは重大な動き、変遷、進歩又は逆行の本質を捉えているか？ それは上記分野における著名な個人の人生を描いているか？

④題材・テーマ

当該記録の題材は、自然、社会及び人文科学、あるいは政治学、イデオロギー、スポーツ又は芸術における特定の歴史的又は知的発展を象徴しているか？

⑤記録形態

当該記録には卓越した美的、様式的又は言語的価値があるか？あるいは、ある種の体裁、慣習又は媒体の典型例であるか？消滅したか又は消滅しつつある単体又は形式の実例であるか？

⑥社会的／精神的／コミュニティ的な重要性

この基準の適用は、現存の重要性を反映するものでなければならない－記録物は現代を生きる人々に対し感情的な威力を持つか？聖なるものとして、又はその神秘的性質のために崇められ、あるいは重要な人物や出来事との関連のために崇拜されているか？

(当該記録物をその社会的・精神的・共同体的重要性ゆえに崇めてきた人々が崇めることをやめるか、又は死んでしまったら、当該遺産はその特有の重要性を失い、いずれは歴史的重要性を獲得する可能性がある。)

6.0 関連情報

6.1 希少性

6.2 完全性

7.0 利害関係者との相談

7.1 この申請の重要性及び保全に関して利害関係者を行った調整の詳細

申請を行っている人又は団体以外に、申請書の準備プロセスにおいて相談したその他の団体やグループはあるか？ある場合、そうした団体は申請に賛成したか反対したか、又は有用なコメントがあったか？

申請者が物件の所有者でない場合、所有者との調整状況を必ず記載すること。また、所有者と別に管理者がある場合は、管理者との調整状況も記載すること。

8.0 リスクの評価

この記録物に対する脅威の性質及び範囲を詳述すること。

スペースが足りない場合は別個の陳述書を添付すること。正確かつ正直に書くこと。理由に関わらず当該記録が危険にさらされている場合はそう述べるように。ユネスコは実情を

知る必要がある。

9 保全及びアクセス管理計画

9.1 この記録物のための管理計画は存在するか？

あり・なし

ある場合は計画の概要を添付する。ない場合は当該資料の現在の保管管理状況の詳細を添付する。

10.0 その他の情報

この記録物のユネスコ記憶遺産国際登録簿への記載を後押しするその他の情報があれば詳述すること。申請が認定された場合、あなたはユネスコ記憶遺産事業促進のためにこれをどのように利用するか？スペースが足りない場合は別個の陳述書を添付すること。

日本ユネスコ国内委員会
文化活動小委員会
ユネスコ記憶遺産選考委員会
平成26年12月3日決定

我が国におけるユネスコ記憶遺産の選考・申請手続について

1. ユネスコへの申請物件の選考方法

(1) 日本ユネスコ国内委員会（以下「国内委員会」という。）は、我が国からのユネスコ記憶遺産申請物件について一般に公募を行う。

公募に当たっては、報道発表を行うほか、ホームページや都道府県等への通知等により十分な周知を行う。また、以下について予め周知する。

- ユネスコの審査に付される各国からの申請は2件以内とされており、3件以上の申請があった場合は、国内委員会が、ユネスコの審査に付される物件を2件以内に絞り込むこと。国内委員会の公募によらない申請がなされたことにより、日本からの申請が3件以上となった場合は、国内委員会の公募により選定された物件が優先されること（ユネスコの「ユネスコ記憶遺産 記録遺産保護のための一般指針」4.3.3において、国内委員会を通じた申請が優先される旨規定されている）。

(2) 公募結果に基づき、ユネスコ記憶遺産選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、申請候補物件（2件以内）を選考し、文化活動小委員会（以下「小委員会」という。）及び国内委員会総会に選考結果を報告する。

※選考委員会の委員は、現行の委員に加え、応募物件の内容を見て適宜追加する。また、膨大な応募があった場合、別途書面審査委員を委嘱し審査を行い、選考委員会は書面審査結果に基づいて合議審査のみを行うこと等も考慮する。

2. ユネスコへの申請方法等

(1) ユネスコへの申請は、上記1. の公募における応募者が行う。

(2) 上記(1)の申請は、国内委員会を通じて行う(当該申請を支持する旨記載した選考委員会委員長名の書簡とともに提出)。

3. 申請内容等に係る国内委員会の関与

国内委員会は、我が国からの申請物件が決定した後、当該申請物件の申請書の内容に関して申請者に適宜助言を与える(当該申請物件について専門的知見を有する選考委員会委員又は書面審査委員等が、申請書の内容を改善するための助言を行う等が考えられる)。

4. タイムスケジュール(予定)

平成26年

12月

-選考委員会において選考・申請手続の決定(決定後、公募についての事前予告を一般に行う。)

平成27年

1月

-選考委員会において、選考基準の検討

3月

-選考委員会において公募要領(選考基準を含む)の決定

-小委員会及び国内委員会総会に選考・申請手続、公募要領(選考基準を含む)を報告

-公募開始

6月

-公募締切

9月

-選考委員会において申請物件の決定、小委員会及び総会に報告

9月～12月

-必要に応じて申請書の調整(和文)

平成28年

1月～2月

-申請書の英訳

3月

-ユネスコへの申請書提出

1. 目的

- ・世界的に重要な記録物の保存を最も相応しい技術を用いて促進すること
- ・重要な記録物になるべく多くの人々がアクセスできるようにすること
- ・加盟国における記録物の存在及び重要性への認識を高めること

2. 記憶遺産の対象

手書き原稿、書籍、新聞、ポスター、
 図画、地図、音楽、フィルム、写真等

3. 背景

1992年 ユネスコにおいて事業開始

2009年7月 第9回「ユネスコ記憶遺産」国際諮問
 委員会開催

→ アンネの日記、マグナカルタ等登録を受け
 国内で関心の高まり



リグヴェーダ(古代インドの聖典)

登録状況

①301件登録(2014年1月現在)

②登録例

- 人権宣言(フランス)(2003年)
- ゲーテの直筆文学作品、日記、手紙等(ドイツ)(2001年)
- 現存する世界最古のコーラン(ウズベキスタン)(1997年)
- リグヴェーダ(インド)(2007年)

4. 我が国における対応

	政府機関(日本ユネスコ国内委員会等)		自治体/団体/個人
2010.3	日本ユネスコ国内委員会文化活動小委員会の下にユネスコ記憶遺産選考準備委員会を設置	2010.3	福岡県田川市及び福岡県立大学が「山本作兵衛炭坑記録画・記録文書」をユネスコ事務局に申請
2010.8	準備委員会を選考委員会に格上げ、物件選定等、全権限付与		
2011.5	「御堂関白記」及び「慶長遣欧使節関係資料」を我が国からの2012年申請物件に選定	2011.5	「山本作兵衛炭坑記録画・記録文書」が、我が国初のユネスコ記憶遺産登録
2012.3	上記2点をユネスコ事務局に申請		
2013.5	「東寺百合文書」を2014年申請物件に選定		
2013.6	「御堂関白記」及び「慶長遣欧使節関係資料」のユネスコ記憶遺産登録決定		
2014.3	「東寺百合文書」をユネスコ事務局に申請	2014.3	鹿児島県南九州市が「知覧特攻遺書」、京都府舞鶴市が「舞鶴への生還」、(公財)奈良人権文化財団及び崇仁自治連合会が「全国水平社創立宣言と関係資料」をユネスコ事務局に申請
2014.6	ユネスコの要請により、審査に付す案件を2件絞り込み、「舞鶴への生還」と「東寺百合文書」の2件に決定		
2015.3	選考委員会が2016年申請物件の国内公募を開始		
2015中	2014年申請物件のユネスコ記憶遺産登録審査結果決定	2015.6	2016年申請物件を選考委員会に申請
2015.9	選考委員会が2016年申請物件を決定		
2016.3	2016年申請物件をユネスコ事務局に申請		
2017中	2016年申請物件のユネスコ記憶遺産登録審査結果決定		

これまでの我が国からの登録物件概要

＜山本作兵衛氏の炭坑の記録画並びに記録文書＞ (2011年登録)

福岡県田川市(石炭・歴史博物館)
福岡県立大学

概要:

山本作兵衛コレクションは、明治時代後期から、筑豊の炭鉱業ではまだ産業革命が継続していた20世紀後期までの日本の発展状況を裏付ける私的記録である。

当該コレクションは、素朴な絵画に説明が書き加えられた構成となっており、文字通り炭鉱の最前線で働いていた一人の男性が実際に体験した出来事を記述、描写した記録である。

当時の日本について記述した文書は、政府や企業等の公式文書によるものがほとんどで、一人の労働者が作成した私的記録は非常に希少である。作兵衛の絵画には、公的記録では読み取ることができない当時の生々しさや臨場感がある。当該コレクションは、世界的に歴史的な重要性が高い時代を実際に生きた一人の人間の視点に基づく真正な記録である。

(「山本作兵衛氏 炭坑の記録画」田川市ホームページより)

登録物件:

- ・炭坑記録画 589点
- ・日記 65点
- ・雑記帳及び原稿等 43点



注 炭坑記録画の一つ「寝掘り」©Yamamoto Family

<御堂関白記（みどうかんぱくき）>

(2013年登録)

国宝／古文書／平安時代／
公益財団法人陽明文庫所有／京都府

概要:

平安中期、政治家として栄華を極めた藤原道長(西暦966～1027)の自筆日記で、筆勢のある能書で書かれている。文中には加筆訂正の跡が多数あり、道長が日々書き継いだ原本であることを明らかにしている。平安貴族の自筆原本の例として最古のものであり、かつ当代の代表的貴族の筆跡を伝える最も確実な遺品としてその価値は極めて高い。

昭和26(1951)年6月9日、国宝に指定。

現存する我が国最古の自筆日記であり、また、摂関時代最盛期の最高実力者であった人物の日記である。貴族社会の中枢にあった人物が政務や儀式、社会情勢等について記したもので、摂関政治の最重要事項のみならず日常生活の様子を記録している。翻訳され諸外国でも知られている。

登録物件:

- ・自筆本 14巻
- ・古写本 12巻



<慶長遣欧使節関係資料

(けいちょうけんおうしせつかんけいしりょう) >

(2013年登録)

※スペインとの共同推薦

日本側登録物件 (3件)

国宝／歴史資料／江戸時代／
仙台市所有／宮城県

概要:

仙台藩主伊達政宗が使節としてスペイン及びローマに派遣(1613年～1620年)した支倉常長が持ち帰った遺品。常長がローマで受けたローマ市公民権証書(羊皮紙)や油彩の肖像画、当時のローマ教皇の肖像画は、江戸時代初期の日欧交渉の実態を物語る。常長の没後、仙台藩切支丹改所に保管され、今日まで伝来した。

平成13(2001)年6月22日、国宝指定。

我が国が鎖国政策をとる直前の日欧交渉を直接伝える遺産であるとともに、鎖国直前に我が国の使節が直接スペイン国王フェリペ3世やローマ教皇パウロ5世に謁見し、交渉を通じてもたらされたものであり、東西文化圏の交渉史上、貴重な資料である。

また、公文書である「ローマ市公民権証書」など、大航海時代の外交史上、文化交渉史上、一級の遺産である。

登録物件:

- ・ローマ市公民権証書
 - ・支倉常長像
 - ・ローマ教皇パウロ5世像
- (以上3件、仙台市博物館所蔵)



慶長遣欧使節関係資料(支倉常長像)

スペイン側登録物件(94件)

国立インディアス及びシマンカス両公文書館所蔵の史料のうち、慶長遣欧使節に関係する公文書で日本が提出する資料を補完するもの。支倉常長がスペイン国王フェリペ3世に宛てた書状や、使節団に同行した宣教師ソテロがスペイン国王やセビリア市に宛てて、使節団派遣の経緯等について記した書状、徳川家康及び秀忠がスペインのレルマ公に宛てた朱印状や、使節団への対応に関するスペイン国内での会議の記録などを含む。